

地球温暖化対策をめぐる最近の動向

1 地球温暖化対策に関する国の現状	2
1.1 国の温室効果ガス排出量（確報値）について	2
1.2 東京都の温室効果ガス排出量（速報値）	5
2 国外の動向	7
2.1 国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議(COP28)	7
2.2 G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合	9
2.3 IPCC 評価報告書	9
2.4 2022 年 地球気候の現状に関する WMO 報告書	10
3 国内の動向	11
3.1 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」の閣議決定	11
3.2 水素基本戦略の改定	12
3.3 都市ガスのカーボンニュートラル化について	12
3.4 J-クレジット制度の動向	13
3.5 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部 を改正する法律	15
3.6 脱炭素先行地域の選定状況	20
3.7 新しい国民運動「デコ活」	21
4 東京都の動向	22
4.1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の 2025 年度からの取組	22
4.1.1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に関する改正事項	22
4.1.2 地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項	23
4.2 建築物環境計画書制度の改正	24
4.3 HTT<電力を H へらす・T つくる・T ためる>の推進	26
4.4 東京都の 2024（令和 6）年度主要要求事業	27
4.4.1 2050 年ゼロエミッション東京に向けた東京都の 2024（令和 6）年度主要要求事業	27

1 地球温暖化対策に関する国の現状

1.1 国の温室効果ガス排出量（確報値）について

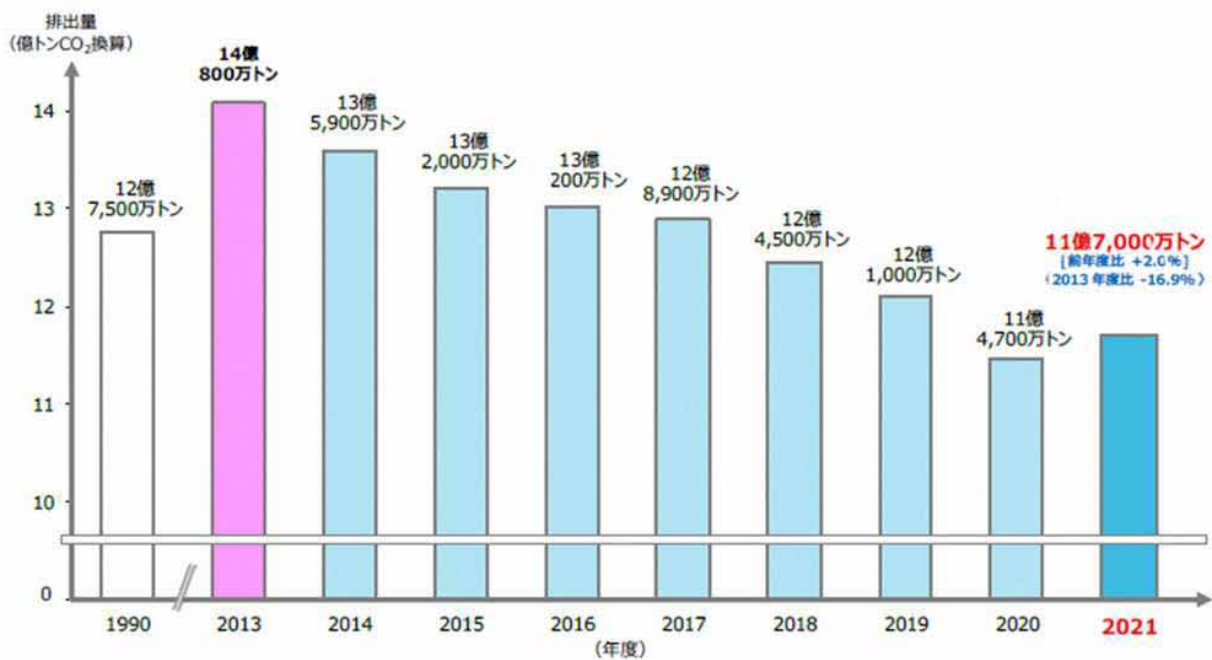
2021（令和3）年度の国の温室効果ガス排出量（確報値）が公表されました。

2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量（森林等の吸収源対策による吸収量を除く）は11億7,000万トンとなっており、2013（平成25）年度比で16.9%削減、前年2020（令和2）年度比で2.0%の増加、2019（令和元）年度比で3.3%の減少となりました。（図1.1）

2014（平成26）年度から2020（令和2）年度までは7年連続で減少しており、排出量を算定している1990（平成3）年度以降最少を更新していましたが、2021（令和3）年度では増加に転じています。2021（令和3）年度の増加については、新型コロナウイルス感染症に起因する経済停滞からの回復により、エネルギー消費量が増加したこと等が主な要因と考えられます。

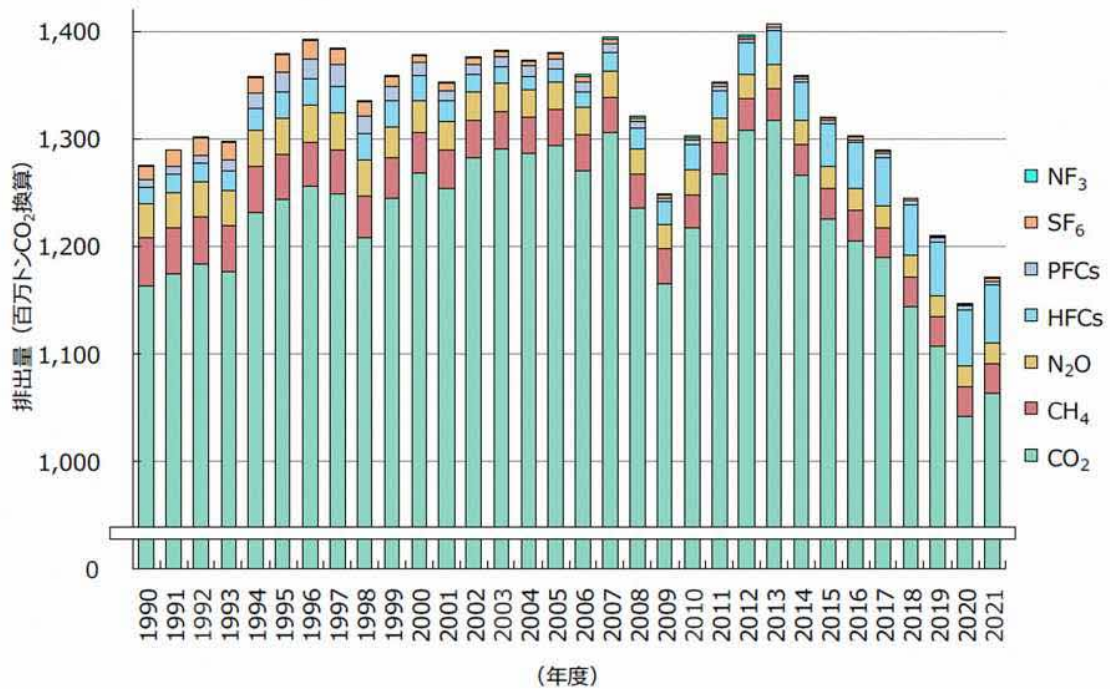
温室効果ガス種別で見ると、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）は2013（平成25）年度以降減少傾向にありますが、代替フロン等4ガスは増加傾向にあり、2021（令和3）年度の排出量は2013（平成25）年度比で51.2%の増加となっています。（図1.2、表1.1）

二酸化炭素排出量を主な部門別に見ると、前年度からの増加量は産業部門が最も多く、次いで業務その他部門、運輸部門の順に多くなっています。家庭部門については前年度からの減少となっており、要因としては新型コロナウイルス感染症による外出自粛が緩和された影響で在宅時間が減少したことによる電力等のエネルギー消費量の減少等が考えられます。（図1.3、表1.2）



出典：2021年度（令和3年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）

図 1.1 我が国の温室効果ガス排出量の推移（2021年度確報値）



出典：2021年度（令和3年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）

図 1.2 各温室効果ガスの排出量の推移

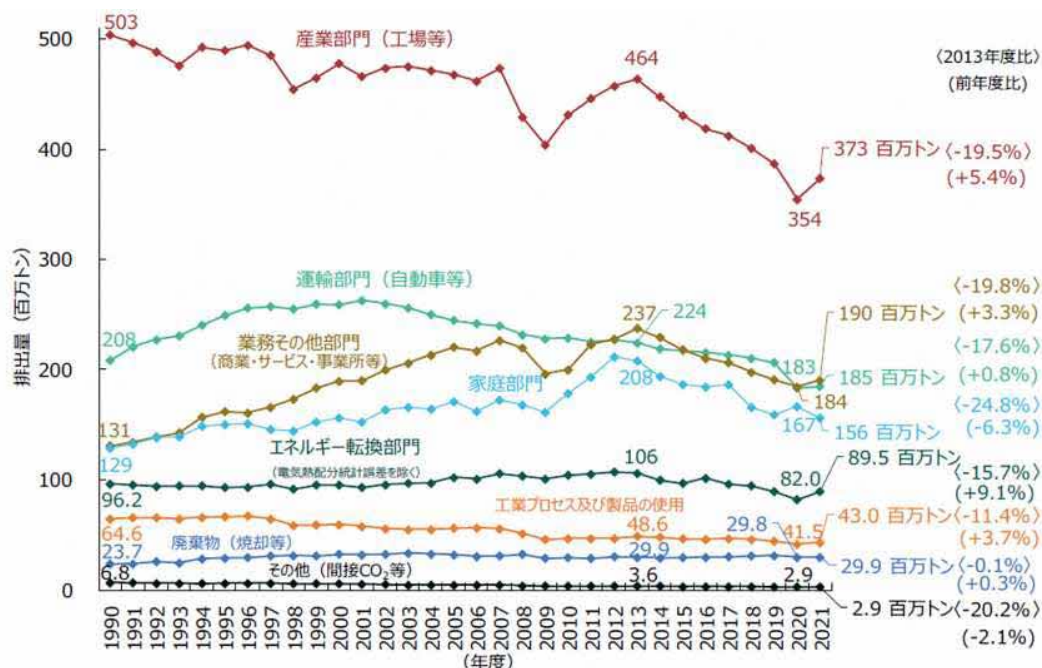
表 1.1 各温室効果ガスの排出量（2013年度及び前年度との比較）

	1990年度	2013年度	2020年度	2021年度		
	排出量	排出量	排出量	排出量	変化量	
	〔シェア〕	〔シェア〕	〔シェア〕		〔変化率〕	
				2013年度比	2020年度比	
合計	1,275 〔100%〕	1,408 〔100%〕	1,147 〔100%〕	1,170 〔100%〕	-237.7 〔-16.9%〕	23.2 〔+2.0%〕
二酸化炭素 (CO₂)	1,163 〔91.2%〕	1,317 〔93.6%〕	1,042 〔90.8%〕	1,064 〔90.9%〕	-253.5 〔-19.2%〕	22.3 〔+2.1%〕
エネルギー起源	1,068 〔83.7%〕	1,235 〔87.8%〕	967 〔84.4%〕	988 〔84.5%〕	-247.2 〔-20.0%〕	20.8 〔+2.1%〕
非エネルギー起源	95.1 〔7.5%〕	82.1 〔5.8%〕	74.2 〔6.5%〕	75.8 〔6.5%〕	-6.3 〔-7.7%〕	1.6 〔+2.1%〕
メタン (CH₄)	44.5 〔3.5%〕	29.1 〔2.1%〕	27.4 〔2.4%〕	27.4 〔2.3%〕	-1.8 〔-6.1%〕	-0.02 〔-0.1%〕
一酸化二窒素 (N₂O)	32.2 〔2.5%〕	21.9 〔1.6%〕	19.7 〔1.7%〕	19.5 〔1.7%〕	-2.4 〔-11.1%〕	-0.22 〔-1.1%〕
代替フロン等4ガス	35.4 〔2.8%〕	39.1 〔2.8%〕	58.1 〔5.1%〕	59.1 〔5.1%〕	20.0 〔+51.2%〕	1.1 〔+1.8%〕
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	15.9 〔1.3%〕	32.1 〔2.3%〕	52.2 〔4.6%〕	53.6 〔4.6%〕	21.4 〔+66.7%〕	1.4 〔+2.6%〕
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	6.6 〔0.5%〕	3.3 〔0.2%〕	3.5 〔0.3%〕	3.2 〔0.3%〕	-0.14 〔-4.1%〕	-0.35 〔-9.9%〕
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	12.9 〔1.0%〕	2.1 〔0.1%〕	2.0 〔0.2%〕	2.0 〔0.2%〕	-0.03 〔-1.3%〕	0.02 〔+0.9%〕
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.0 〔0.0%〕	1.6 〔0.1%〕	0.3 〔0.0%〕	0.4 〔0.0%〕	-1.2 〔-76.5%〕	0.04 〔+12.8%〕

(注) 排出量"0.0"は5万トン未満、シェア"0.0"は0.05未満

(単位：百万トンCO₂換算)

出典：2021年度（令和3年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）



出典：2021年度（令和3年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）

図 1.3 CO₂の部門別排出量（電気・熱配分後）の推移

表 1.2 部門別 CO₂の排出量（電気・熱配分後）

	1990年度	2013年度	2020年度	2021年度	
	排出量	排出量	排出量	排出量	変化量
	(シェア)	(シェア)	(シェア)	(シェア)	《変化率》
合計	1,163 〔100%〕	1,317 〔100%〕	1,042 〔100%〕	1,064 〔100%〕	-253.5 《-19.2%》 +22.3 《+2.1%》
エネルギー起源	1,068 〔91.8%〕	1,235 〔93.8%〕	967 〔92.9%〕	988 〔92.9%〕	-247.2 《-20.0%》 +20.8 《+2.1%》
産業部門 (工場等)	503 〔43.3%〕	464 〔35.2%〕	354 〔34.0%〕	373 〔35.1%〕	-90.2 《-19.5%》 +19.1 《+5.4%》
運輸部門 (自動車等)	208 〔17.9%〕	224 〔17.0%〕	183 〔17.6%〕	185 〔17.4%〕	-39.5 《-17.6%》 +1.4 《+0.8%》
業務その他部門 (商業・サービス・事業所等)	131 〔11.3%〕	237 〔18.0%〕	184 〔17.7%〕	190 〔17.9%〕	-47.0 《-19.8%》 +6.0 《+3.3%》
家庭部門	129 〔11.1%〕	208 〔15.8%〕	167 〔16.0%〕	156 〔14.7%〕	-51.5 《-24.8%》 -10.5 《-6.3%》
エネルギー転換部門	96.2 〔8.3%〕	103 〔7.8%〕	78.8 〔7.6%〕	83.7 〔7.9%〕	- - - -
発電所・製油所等	96.2 〔8.3%〕	106 〔8.1%〕	82.0 〔7.9%〕	89.5 〔8.4%〕	-16.7 《-15.7%》 +7.4 《+9.1%》
電気熱配分統計誤差	-0.0 〔-0.0%〕	-3.5 〔-0.3%〕	-3.2 〔-0.3%〕	-5.8 〔-0.5%〕	- - -
非エネルギー起源	95.1 〔8.2%〕	82.1 〔6.2%〕	74.2 〔7.1%〕	75.8 〔7.1%〕	-6.3 《-7.7%》 +1.6 《+2.1%》
工業プロセス及び製品の使用	64.6 〔5.6%〕	48.6 〔3.7%〕	41.5 〔4.0%〕	43.0 〔4.0%〕	-5.5 《-11.4%》 +1.5 《+3.7%》
廃棄物 (焼却等)	23.7 〔2.0%〕	29.9 〔2.3%〕	29.8 〔2.9%〕	29.9 〔2.8%〕	-0.02 《-0.1%》 +0.09 《+0.3%》
その他 (間接CO ₂ 等)	6.8 〔0.6%〕	3.6 〔0.3%〕	2.9 〔0.3%〕	2.9 〔0.3%〕	-0.72 《-20.2%》 -0.06 《-2.1%》

(注) 排出量"0.0"は5万トン未満、シェア"0.0"は0.05%未満

(単位：百万トン)

出典：2021年度（令和3年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）

1.2 東京都の温室効果ガス排出量（速報値）

2021（令和3）年度の東京都のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量（速報値）が公表されました。（図1.4）

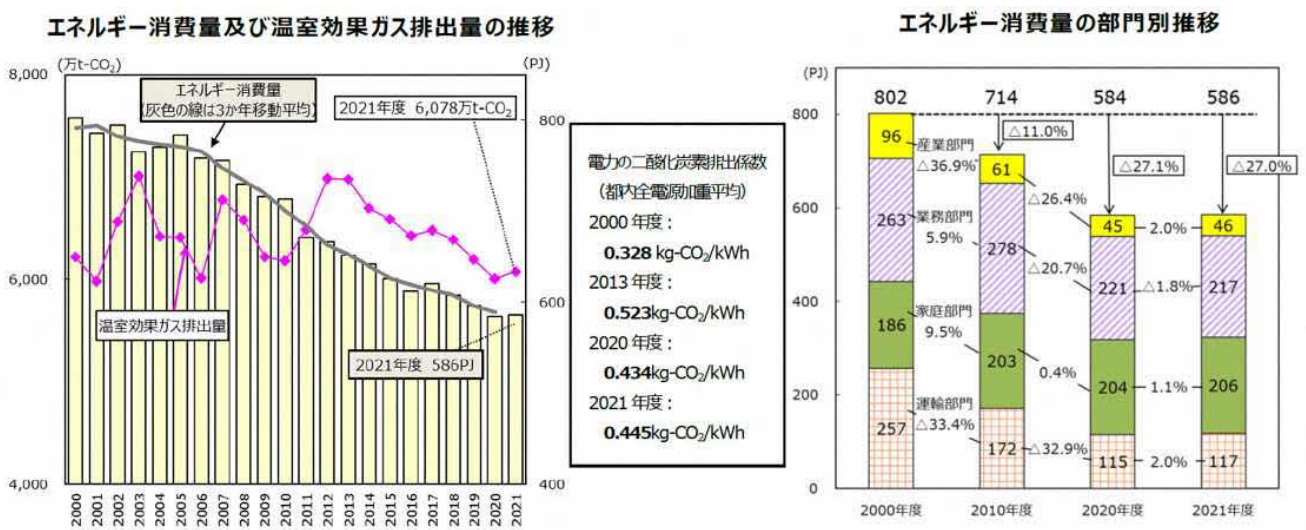
2021（令和3）年度のエネルギー消費量は586PJとなり、2000（平成12）年度比では27.0%減少しています。また2020（令和2）年度比では0.3%の増加となっています。

部門別に見ると、前年度から産業・業務部門は1.1%の減少、家庭部門は1.1%の増加、運輸部門は2.0%の増加となりました。

最終エネルギー消費は2000（平成12）年度頃にピークアウトしています。

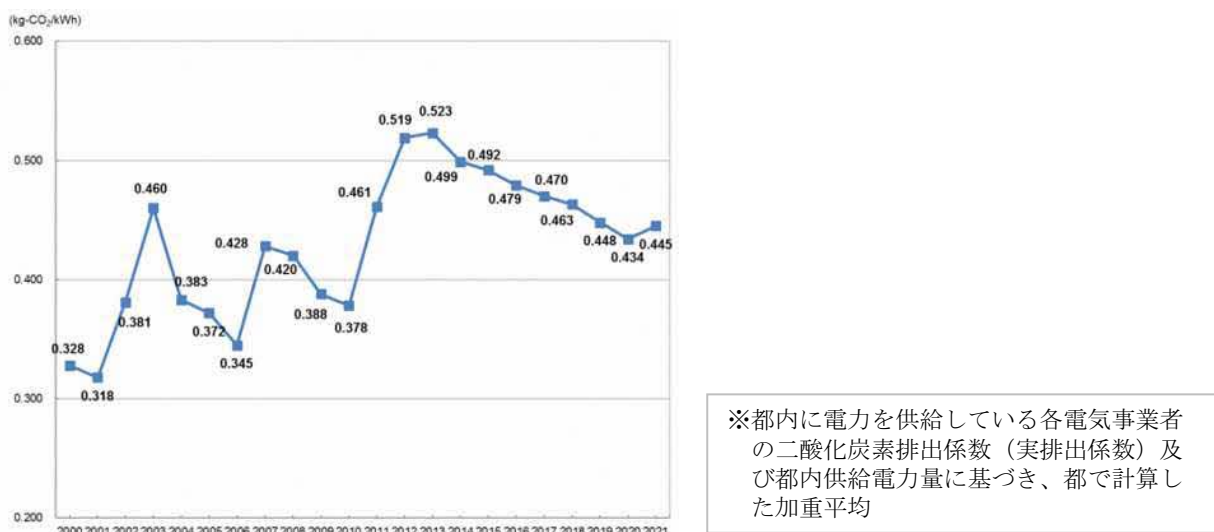
2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は6,078万t-CO₂となっており、2000（平成12）年度比では10.4%減少、2020（令和2）年度比で1.3%増加となっています。

温室効果ガス排出量全体としては、エネルギー消費量の削減及び電力の二酸化炭素排出係数の改善効果により、2012（平成24）年度以降は減少傾向にあります。



出典：都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2021年度速報値）（東京都環境局 HP）

図 1.4 都内のエネルギー消費及び温室効果ガス排出量の推移（2021年度速報値）



出典：都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2021年度速報値）（東京都環境局）

図 1.5 電力の二酸化炭素排出係数の推移

¹ PJ（ペタジュール）：10の15乗ジュール。ジュールはエネルギー単位。

表 1.3 エネルギー消費量の状況

		消費量 (ペタジュール換算)							2021年度の伸び率 (%)		
		2000年度	2005年度	2010年度	2011年度	2015年度	2020年度	2021年度	2000年度比	2010年度比	2020年度比
エネルギー消費量 (PJ)	産業・業務部門	359.3	366.3	339.1	307.0	294.0	265.3	262.3	▲27.0%	▲22.6%	▲1.1%
	産業部門	96.5	73.5	60.9	57.9	50.0	44.8	45.7	▲52.6%	▲24.9%	2.0%
	業務部門	262.8	292.8	278.2	249.1	244.1	220.5	216.6	▲17.6%	▲22.2%	▲1.8%
	家庭部門	185.6	198.6	203.2	196.0	181.7	204.0	206.2	11.1%	1.5%	1.1%
	運輸部門	257.4	218.3	171.5	168.5	150.1	115.1	117.4	▲54.4%	▲31.6%	2.0%
	エネルギー消費量計	802.2	783.3	713.8	671.4	625.8	584.4	585.9	▲27.0%	▲17.9%	0.3%

※電力については、二次エネルギー換算により算出している。

出典：都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2021年度速報値）（東京都環境局）

表 1.4 温室効果ガス排出量の状況

		排出量 (万t-CO ₂ 換算)							2021年度の伸び率 (%)		
		2000年度	2005年度	2010年度	2011年度	2015年度	2020年度	2021年度	2000年度比	2010年度比	2020年度比
二酸化炭素 (CO ₂)	産業・業務部門	2,727	3,048	2,890	3,008	3,074	2,539	2,562	▲6.1%	▲11.4%	0.9%
	産業部門	679	537	455	479	431	364	383	▲43.6%	▲15.8%	5.2%
	業務部門	2,048	2,511	2,435	2,529	2,643	2,175	2,179	6.4%	▲10.5%	0.2%
	家庭部門	1,283	1,464	1,559	1,707	1,663	1,705	1,729	34.8%	10.9%	1.4%
	運輸部門	1,765	1,518	1,206	1,219	1,128	860	883	▲50.0%	▲26.8%	2.6%
	エネルギー起源CO ₂ 計	5,775	6,031	5,656	5,934	5,865	5,105	5,174	▲10.4%	▲8.5%	1.3%
	廃棄物	120	99	156	157	169	177	177	47.3%	13.5%	▲0.1%
	総CO ₂	5,895	6,131	5,811	6,091	6,034	5,282	5,351	▲9.2%	▲7.9%	1.3%
その他温室効果ガス	メタン (CH ₄)	139	71	59	58	56	56	55	▲60.2%	▲5.8%	▲0.5%
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	99	89	59	59	58	58	58	▲41.6%	▲1.4%	0.6%
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	78	123	255	281	437	611	612	686.2%	139.6%	0.0%
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	5	0	0	0	0	0	0	▲99.9%	▲73.2%	0.0%
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	4	2	2	3	2	2	2	▲40.7%	0.0%	0.0%
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	0	0	0	0	0	0	0	▲100%	-	-
	CO ₂ 以外の温室効果ガス計	325	286	375	399	553	727	727	123.8%	93.9%	0.0%
合計	6,220	6,416	6,186	6,491	6,587	6,009	6,078	▲2.3%	▲1.8%	1.1%	

※電力の二酸化炭素排出係数については、年度別の排出係数を適用して算出している。

出典：都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2021年度速報値）（東京都環境局）

2 国外の動向

国外の地球温暖化対策に係る主な動向・情勢として、以下の項目について整理しました。

表 2.1 国外の地球温暖化対策に係る主な動向

地球温暖化対策に係る主な動向・情勢		時期
2.1	国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議(COP28)	開催：2023 年 11 月 30 日～12 月 13 日
2.2	G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合	開催：2023 年 4 月 15 日～16 日
2.3	IPCC 第 6 次評価報告書（※統合報告書）	公表：2023 年 3 月 20 日
2.4	2022 年地球気候の現状に関する WMO 報告書	公表：2023 年 4 月 21 日

2.1 国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議(COP28)

2023（令和 5）年 11 月 30 日から 12 月 13 日、アラブ首長国連邦（UAE）・ドバイにおいて、国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）、京都議定書第 18 回締約国会合（CMP18）、パリ協定第 5 回締約国会合（CMA5）、科学上及び技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）及び実施に関する補助機関（SBI）第 59 回会合が開催されました。

COP28 では、パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイク（GST）に関する決定、ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）に対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に関する決定の他、緩和、適応、資金、公正な移行等の各議題についての決定がそれぞれ採択されました。

次回 COP29 はアゼルバイジャンで、次々回 COP30 はブラジルでの開催が決まりました。

(1) グローバル・ストックテイク（Global Stocktake : GST）

グローバル・ストックテイクはパリ協定の 1.5°C 目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みのことで、COP28 で初めての決定が採択されました。なお、グローバルは“世界”、ストックテイクは“棚卸し”を意味します。

採択された決定文書には、1.5°C 目標達成のための緊急的な行動の必要性、2025 年までの排出量のピークアウト、全ガス・全セクターを対象とした排出削減、各国ごとに異なる道筋を考慮した分野別貢献（再エネ発電容量 3 倍・省エネ改善率 2 倍のほか、化石燃料、ゼロ・低排出技術（原子力、CCUS、低炭素水素等）、道路部門等における取組）が明記されました。また、パリ協定第 6 条（市場メカニズム）²、都市レベルの取り組み、持続可能なライフスタイルへの移行等の重要性についても盛り込まれました。

(2) ロス&ダメージ

前回の COP27 で設置が決定されたロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失及び損害）に対応するため、基金を含む新たな資金措置を運用するための決定が採択されました。

基金については、気候変動の影響に特に脆弱な途上国を支援の対象とすること、世界銀行の下に設置すること、先進国が立ち上げ経費の拠出を主導する一方、公的資金、民間資金、革新的資金源等のあらゆる資金源から拠出を受けること等が決定されました。

¹ COP：国際条約を締結した国々が集まって話し合う「締約国会議」のこと

² パリ協定第 6 条（市場メカニズム）：GHG 排出削減量を「クレジット」として国際的に移転すること

資金措置については、資金措置を構成する機関（世界銀行・国際通貨基金（IMF）、ワルシャワ国際メカニズム¹、サンティアゴ・ネットワーク（SN）等）と基金が定期的に対話を実施し、様々な資金措置と基金とが調整・協調してロス&ダメージに対応していくことが決定されました。

また、ロス&ダメージに関する技術支援を促進するサンティアゴ・ネットワーク（SN）について、事務局ホスト機関として国連防災機関（UNDRR）と国連プロジェクト・サービス（UNOPS）が選定されました。

(3) 緩和作業計画（Mitigation Work Programme : MWP）

COP27 で決定された「緩和作業計画」について、「グローバル対話」の報告や、「緩和野心閣僚級会合」の議論について留意し補助機関会合で進捗評価を行うことが決定されました。

(4) 適応に関する世界全体の目標（Global Goal on Adaptation : GGA）

パリ協定第 7 条に定められている適応に関する世界全体の目標（GGA）に関するグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画（GlaSS）の下での 2 年間に亘る議論の成果として、GGA（適応に関する世界全体の目標）の達成に向けたフレームワークが採択されました。

(5) 気候資金

長期気候資金、2025（令和 7）年以降の新規気候資金合同数値目標（New Collective Quantified Goal : NCQG）、資金に関する常設委員会に関する事項、資金メカニズムに関する事項等の幅広い議題の下で検討が行われました。

新規合同数値目標については、COP29/CMA6 での決定に向けて、2022 年から継続している協議体（Ad Hoc Work Programme）の下での技術専門家対話を継続し、加えて、全締約国及びオブザーバーが議論に参加できる場を設けることが決定されました。

パリ協定第 2 条 1 項(c)²については、先進国と途上国との間で相互に理解を深めるため、先進国から新規のプラットフォームの設置について提案が行われましたが、途上国側は同意せず、既存のシャルム・エル・シェイク対話を今後も継続し、強化することが決定されました。

(6) パリ協定 6 条（市場メカニズム）、CDM（クリーン開発メカニズム）

パリ協定第 6 条 2 項（協力的アプローチ）及び 4 項（クレジットメカニズム）については、国連への報告等に関する詳細事項について見解の一致に至らず、引き続き議論されることとなりました。第 6 条 8 項（非市場アプローチ）については、各国の取組を登録するウェブ・プラットフォームの運用や今後の作業計画について決定されました。

また、今後の CDM（クリーン開発メカニズム）³の機能停止時期や必要な予算等については、事務局が技術ペーパーを作成し検討を継続することが決定されました。

¹ ワルシャワ国際メカニズム：COP19（2013 年）で設立されることが合意された気候変動の悪影響に関する損失・被害（ロス&ダメージ）に対処する組織

² パリ協定第 2 条 1 項(c)：温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させること

³ クリーン開発メカニズム（CDM）：開発途上国への技術・資金等の支援による排出削減量を先進国の削減量として計上できる仕組み。

(7) その他

技術開発・移転、キャパシティ・ビルディング、農業、研究と組織的観測、対応措置の実施の影響（気候変動対策の実施による社会経済的な影響）、気候変動とジェンダー、気候エンパワーメント行動（ACE：Action for Climate Empowerment）等の幅広い交渉議題についてマンデートイベントの開催や議論が行われました。

2.2 G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合

G7 サミット（首脳会合）に関連して開催される閣僚会合の一つとして「G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」が 2023（令和 5）年 4 月 15 日及び 16 日に北海道札幌市で開催されました。会合の概要は下記のとおりで、「コミュニケ」と呼ばれる成果文書が合意されました。

G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合の概要

- ・ 経済成長とエネルギー安全保障を確保しながら、ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的な実現に向けたグリーントランスフォーメーションの重要性を共有。
- ・ 全ての部門・全ての主体の行動の必要性を確認。
- ・ バリューチェーン全体の変革と、これに向けた情報開示等の企業の取組の重要性を共有。
- ・ 政府による率先行動。非政府主体（都市・地方自治体）の行動を推進・支援。
- ・ 2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心に合意（大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの 2050 年からの 10 年前倒し）。
- ・ NDC 及び長期戦略が 1.5°C 目標、2050 年ネットゼロと整合していない国（特に主要経済国）に対し、排出削減目標の強化、2050 年ネットゼロを呼びかけ。全ての分野、温室効果ガスを対象にすることを要請。
- ・ 締約国に対し、2025 年までの世界全体排出量のピークアウト等へのコミットの呼びかけ。
- ・ 各国の事情に応じた多様な道筋を認識しつつ、それらがネットゼロという共通目標に繋がることを強調。
- ・ 安全性、エネルギー安全保障、経済効率性及び環境（S+3E）を同時に実現することの重要性を再確認。
- ・ エネルギー安全保障、気候危機、地政学的リスクに一体として取り組むことにコミット。
- ・ 排出削減と経済成長の両立を実現するシステム変革の重要性を強調。
- ・ 産業の脱炭素化の重要性の再確認と具体的行動の共有。

2.3 IPCC 評価報告書

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 58 回総会が、2023（令和 5）年 3 月 13～20 日にかけてインターラーケン（スイス連邦）で開催され、第 6 次評価報告書（AR6）の統合報告書が公表されました。統合報告書の公表をもって第 6 次評価サイクルは終了となりました。

2023（令和 5）年 7 月にナイロビ（ケニア共和国）で開始された第 59 回総会では、新しい議長団のメンバーが選出され、第 7 次評価サイクルが始まりました。

第6次評価サイクルにおける各報告書

評価報告書

評価対象により分けられた3つの作業部会による報告書から構成される。

- ・ 第1作業部会 (WG1) - 自然科学的根拠
- ・ 第2作業部会 (WG2) - 影響・適応・脆弱性
- ・ 第3作業部会 (WG3) - 気候変動の緩和

統合報告書

評価報告書の知見を統合した報告書。

特別報告書等

- ・ 1.5°C特別報告書
- ・ 土地関係特別報告書
- ・ 海洋・雪氷圏特別報告書
- ・ 温室効果ガスインベントリに関する2019年方法論報告書

2.4 2022年 地球気候の現状に関するWMO報告書

世界気象機関 (World Meteorological Organization: WMO) では毎年年次報告書を公表しており、2022年報告書は2023 (令和5) 年4月に公表されました。

2022年報告書の主要なメッセージは下記のとおりです。

主要なメッセージ (一部抜粋)

気候指標

- ・ **世界の平均気温**は、2022年に、1850–1900年の平均気温を1.15° C (1.02 から 1.28° C) 上回りました。2015–2022年は、1850年に遡る温度計による記録の中で、最も温暖な8年間となりました。2022年は、史上5番目または6番目に暖かい年でした。冷却効果を持つラニーニャ現象が3年連続して発生する「トリプルディップ」(これは過去50年で3回しか起きていない)があったにもかかわらず、こうした結果となりました。
- ・ **3つの主要な温室効果ガス濃度**(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素の濃度)は、世界の総計値が入手可能な期間(1984–2021年)において直近の年となる2021年に、観測史上最高値を記録しました。2020–2021年の年間メタン濃度の増加量は過去最高でした。特定地点におけるリアルタイムデータによると、3種類の温室効果ガスのレベルは2022年も上昇し続けています。

社会経済的な影響と環境に与える負荷

- ・ 気候変動は、樹木の開花期や鳥が渡る時期など、自然界で繰り返される事象にも影響を与えています。例えば、日本の桜の開花期は西暦801年から記録されており、気候変動と都市開発の影響によって19世紀末以降は早まっています。2021年の満開日は3月26日と、1,200年以上の記録の中で最も早い開花となりました。2022年の開花日は4月1日でした。

出典：世界気象機関 (WMO) 年次報告書：気候変動は進行し続けている
(2023年4月21日付 WMO プレスリリース・日本語訳)

3 国内の動向

国内の地球温暖化対策に係る主な動向・情勢として、以下の項目について整理しました。

表 3.1 国内の地球温暖化対策に係る主な動向

地球温暖化対策に係る主な動向・情勢		時期
3.1	「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」の閣議決定	公布：2023年12月27日
3.2	水素基本戦略の改定	戦略改定：2023年6月6日
3.3	都市ガスのカーボンニュートラル化について（中間整理）	公表：2023年6月
3.4	J-クレジット制度の動向	
3.5	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律	公布：2022年6月
3.6	脱炭素先行地域の選定状況	—
3.7	新しい国民運動「デコ活」	立ち上げ：2022年10月25日

3.1 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」の閣議決定

世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、日本でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要です。

その実現に向けて、「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1) GX推進戦略の策定・実行、(2) GX経済移行債の発行、(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入、(4) GX推進機構の設立、(5) 進捗評価と必要な見直しを2023（令和5）年2月10日に閣議決定、12月27日に公布されました。

法律案の概要	
(1) GX推進戦略の策定・実行	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】
(2) GX経済移行債の発行	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】 GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】
(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入	<ul style="list-style-type: none"> 炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。 ⇒先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。 ① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入 <ul style="list-style-type: none"> 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO₂の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】 ② 排出量取引制度 <ul style="list-style-type: none"> 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO₂の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】
(4) GX推進機構の設立	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。 ＜GX推進機構の業務＞【第54条】 ① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等）） ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収 ③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）等
(5) 進捗評価と必要な見直し	<ul style="list-style-type: none"> GX投資等の実施状況・CO₂の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】

3.2 水素基本戦略の改定

2023（令和5）年6月6日に再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議にて「水素基本戦略」が改定されました。

水素基本戦略は、2050年カーボンニュートラルを達成するために、官民での共通認識として必要なビジョンを示しながら、課題認識と取組方針を明示するとともに、水素社会の早期実現に向けた国家の意志を表すものです。

2040年までに年間で1,200万トンの水素を導入するという具体的な目標が掲げられました。

また、水素から生成されるメタンやアンモニアなどの合成燃料も脱炭素に必要なエネルギーであるとして、水素と並行して研究を進められることが示されました。2017（平成29）年で示された家庭での利用に加え、今回の改定によって、工場や機械、陸・海・空の輸送手段などの産業面でも水素の消費を拡大していく意向が示されました。

3.3 都市ガスのカーボンニュートラル化について

2023（令和5）年6月13日に総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループが開催され、「都市ガスのカーボンニュートラル化について 中間整理」が取りまとめられました。

中間整理でははじめに都市ガスのカーボンニュートラル化の必要性が述べられたうえで、カーボンニュートラル化の手段が整理されています。

今後のカーボンニュートラル化の方向性として、「①2050年に向けた今後の都市ガス供給の全体像」が示されており、その全体像の実現のため、「②エネルギーセキュリティと都市ガス安定供給確保・カーボンリサイクルの産業化」が重要であると示されています。

(1) 2050年に向けた今後の都市ガス供給の全体像

2050年の都市ガスのカーボンニュートラル化に向けて、都市ガス原料であるメタンを漸進的に化石燃料であるLNGから合成メタン及びバイオメタンに置き換えることで都市ガスの炭素集約度を漸減し、供給インフラや需要側の設備・機器の変更を伴わない形でカーボンニュートラル化を実現していくとしています。

(2) エネルギーセキュリティと都市ガス安定供給確保・カーボンリサイクルの産業化

2050年の都市ガスのカーボンニュートラル化に向けて、以下のエネルギーセキュリティと都市ガス安定供給確保およびカーボンリサイクルの産業化に取り組むこととしています。

エネルギーセキュリティと都市ガス安定供給確保およびカーボンリサイクルの産業化の方向性

- ・ 合成メタン及びバイオメタンの国内生産は、エネルギー自給率向上や安定供給の確保に資するため、国内における製造・供給体制の構築に取り組むことが重要
- ・ その際、合成メタンの国内生産については、国内の二酸化炭素を回収し、有効活用するカーボンリサイクルの産業化を目指す観点から、国内の水素拠点整備や工場・地域単位での取組において水素利用の形態として推進していくほか、国内の余剰再エネ電気の有効活用の観点から、電力供給とガス供給のセクターカップリングを図っていくことが重要
- ・ 都市ガスの安定供給を量と価格の両面で確保する観点からは、海外製造した合成メタン及びバイオメタンの長期安定調達も重要
- ・ そのためには、国際的なカーボンリサイクルの産業化が実現し、多様な合成メタン・バイオメタンの生産国・輸出国が登場し、日本企業による海外プロジェクトへの参画や長期契約による長期安定調達が実現することが重要

3.4 J-クレジット制度の動向

J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013（平成 25）年度より国内クレジット制度と J-VER 制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営するものです。

排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したものを方法論といいます。一部の方法論について、プロジェクトの申請要件の一つである追加性の評価を省略することが認められているポジティブリストは表 3.2 に示すとおりです。

また、東京証券取引所は、2022（令和 4）年度に経済産業省から受託・実施した「カーボン・クレジット市場の技術的実証等事業」から得た知見と市場運営の経験を活かし、2023（令和 5）年 10 月 11 日に正式にカーボン・クレジット市場を開設しました。

表 3.2 J-クレジット制度の方法論一覧（2024年1月19日時点）

区分	方法論 NO.	方法論	Ver	更新日
省エネルギー	EN-S-001	ボイラーの導入	3	2023/4/28
	EN-S-002	ヒートポンプの導入	3	2023/4/28
	EN-S-003	工業炉の更新 EN-S-022 に統合して廃止	廃止	—
	EN-S-004	空調設備の導入	3	2023/4/28
	EN-S-005	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入	2	2023/4/28
	EN-S-006	照明設備の導入	4	2023/4/28
	EN-S-007	コージェネレーションの導入	3	2023/4/28
	EN-S-008	変圧器の更新	2	2023/4/28
	EN-S-009	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切り替え	2.2	2022/8/10
	EN-S-010	未利用廃熱の発電利用	2	2023/4/28
	EN-S-011	未利用廃熱の熱源利用	2	2023/4/28
	EN-S-012	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入	4.1	2023/10/20
	EN-S-013	IT を活用したプロパンガスの配送効率化	1.1	2022/8/10
	EN-S-014	IT を活用した検針活動の削減	1.1	2022/8/10
	EN-S-015	自動販売機の導入	2.1	2022/8/10
	EN-S-016	冷凍・冷蔵設備の導入	4	2023/4/28
	EN-S-017	ロールアイロナーの更新	2.1	2022/8/10
	EN-S-018	LNG 燃料船・電動式船舶の導入	4	2023/4/28
	EN-S-019	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替	1.2	2022/8/10
	EN-S-020	ポンプ・ファン類の更新	2.1	2022/8/10
	EN-S-021	電動式建設機械・産業車両への更新	2	2023/4/28
	EN-S-022	生産設備（工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉又は乾燥設備）の更新	3	2023/4/28
	EN-S-023	エコドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用	3	2023/4/28
	EN-S-024	テレビジョン受信機の更新	3.1	2022/8/10
	EN-S-025	自家発電機の導入	4	2023/4/28
	EN-S-026	乾燥設備の更新 EN-S-022 に統合して廃止	廃止	—
	EN-S-027	屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減	1.2	2022/8/10
	EN-S-028	ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新	3	2022/3/9
	EN-S-029	天然ガス自動車の導入	2	2021/4/1
	EN-S-030	印刷機の導入	3	2023/4/28
	EN-S-031	サーバー設備の更新	2	2023/4/28
	EN-S-032	節水型水まわり住宅設備の導入	3.1	2022/8/10
	EN-S-033	外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化	2.2	2022/8/10
	EN-S-034	エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用	1.2	2023/10/20
	EN-S-035	海上コンテナの陸上輸送の効率化	1.1	2022/3/9
	EN-S-036	下水汚泥脱水機の更新による汚泥処理プロセスに用いる化石燃料消費削減	2.1	2022/8/10
	EN-S-037	共同配送への変更	3	2023/4/28
	EN-S-038	冷媒処理設備の導入	2.1	2022/8/10
	EN-S-039	省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修	5	2023/4/28
	EN-S-040NEW	ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用	4.1	2023/12/19
	EN-S-041 NEW	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入	3	2024/1/19
	EN-S-042	エネルギーマネジメントシステムの導入	2	2023/4/28
	EN-S-043 NEW	非再生可能エネルギー由来水素・アンモニア燃料による化石燃料等又は系統電力の代替	3	2024/1/19
	EN-S-044	水素燃料電池車の導入（非再生可能エネルギー由来水素利用）	2	2023/4/28
再生可能エネルギー	EN-R-001NEW	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替	2.3	2023/12/19
	EN-R-002	太陽光発電設備の導入	3	2023/4/28
	EN-R-003	再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入	2	2023/4/28
	EN-R-004	バイオ液体燃料（BDF・バイオエタノール・バイオオイル）による化石燃料又は系統電力の代替	2.2	2023/11/22
	EN-R-005NEW	バイオマス固形燃料（廃棄物由来バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替	3.3	2023/12/19
	EN-R-006	水力発電設備の導入	2	2023/4/28
	EN-R-007	バイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力の代替	2.2	2023/11/22
	EN-R-008	風力発電設備の導入	3	2023/4/28
	EN-R-009	再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入	2	2023/4/28
	EN-R-010	再生可能エネルギー由来水素・アンモニア燃料による化石燃料等又は系統電力の代替	2	2023/4/28
	EN-R-011	水素燃料電池車の導入（再生可能エネルギー由来水素利用）	2	2023/4/28
工業プロセス	IN-001	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更	2	2023/10/28
	IN-002	麻酔用 N2O ガス回収・分解システムの導入	1.1	2022/8/10
	IN-003	液晶 TFT アレイ工程における SF6 から COF2 への使用ガス代替	1.1	2022/3/9
	IN-004	温室効果ガス不使用絶縁閉鎖装置等の導入	1	2013/5/10
	IN-005	機器のメンテナンス等で使用されるダストプロウ缶製品の温室効果ガス削減	1.2	2022/3/9
農業	AG-001	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	4.1	2023/11/22
	AG-002	家畜排せつ物管理方法の変更	2	2023/10/28
	AG-003	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥	3	2023/10/28
	AG-004	バイオ炭の農地施用	2	2023/10/28
	AG-005	水稻栽培における中干し期間の延長	2	2023/10/28
	AG-006	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌	1	2023/11/22
廃棄物	WA-001	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減	1.2	2022/8/10
	WA-002	食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更	1.2	2022/8/10
	WA-003	バイオ潤滑油の使用	2	2023/10/28
森林	FO-001NEW	森林経営活動	4.2	2023/12/19
	FO-002	植林活動	2.2	2017/7/26
	FO-003NEW	再造林活動	2.2	2023/12/19

3.5 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律

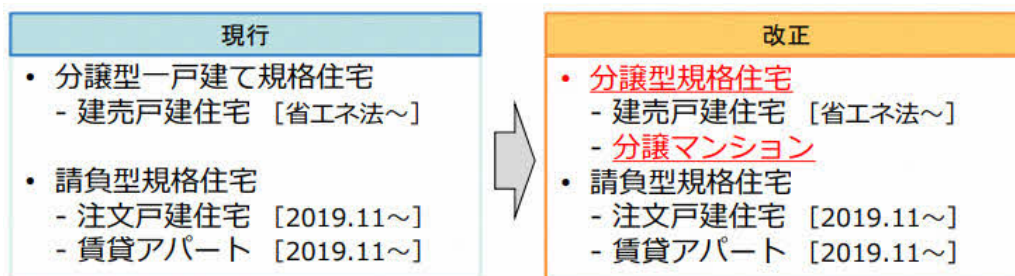
住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が2022（令和4）年6月に公布されました。これにより、建築物省エネ法と建築基準法の一部が改正されました。

建築物省エネ法の改正内容と施行状況は下記のとおりです。

建築物省エネ法の改正内容と施行状況	
(1) 住宅トップランナー制度の拡充	【2023年4月施行】
(2) 大規模非住宅建築物の省エネ基準引上げ	【2024年4月施行予定】
(3) エネルギー消費性能の表示制度	【2024年4月施行予定】
(4) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度	【2024年4月施行予定】
(5) 建築士の説明努力義務	【2025年4月施行予定】
(6) 省エネ適合性判定の手続き・審査の合理化	【2025年4月施行予定】
(7) 省エネ基準適合義務の対象拡大	【2025年4月施行予定】

(1) 住宅トップランナー制度の拡充【2023年4月施行】

分譲型住宅のトップランナー制度の対象が、分譲マンション（年間1,000戸以上供給する事業者が対象）にも拡大されました。



出典：住宅トップランナー制度（分譲マンション）に関する事業者向け説明会資料（国土交通省）

図 3.1 住宅トップランナー制度の拡充

(2) 大規模非住宅建築物の省エネ基準引上げ【2024年4月施行予定】

延床面積が2,000㎡以上の大規模な非住宅建築物について、各用途の省エネ基準への適合状況等を踏まえ、用途に応じて基準値の水準が15～25%強化されます。

【改正前】		【改正後】	
用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)	用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)
全用途	1.0	工場等	0.75
		事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.8
		病院等・飲食店等・集会所等	0.85

出典：設計者・施工者の皆様へ2024年4月（予定）から大規模な非住宅建築物の省エネ基準が変わります（国土交通省）

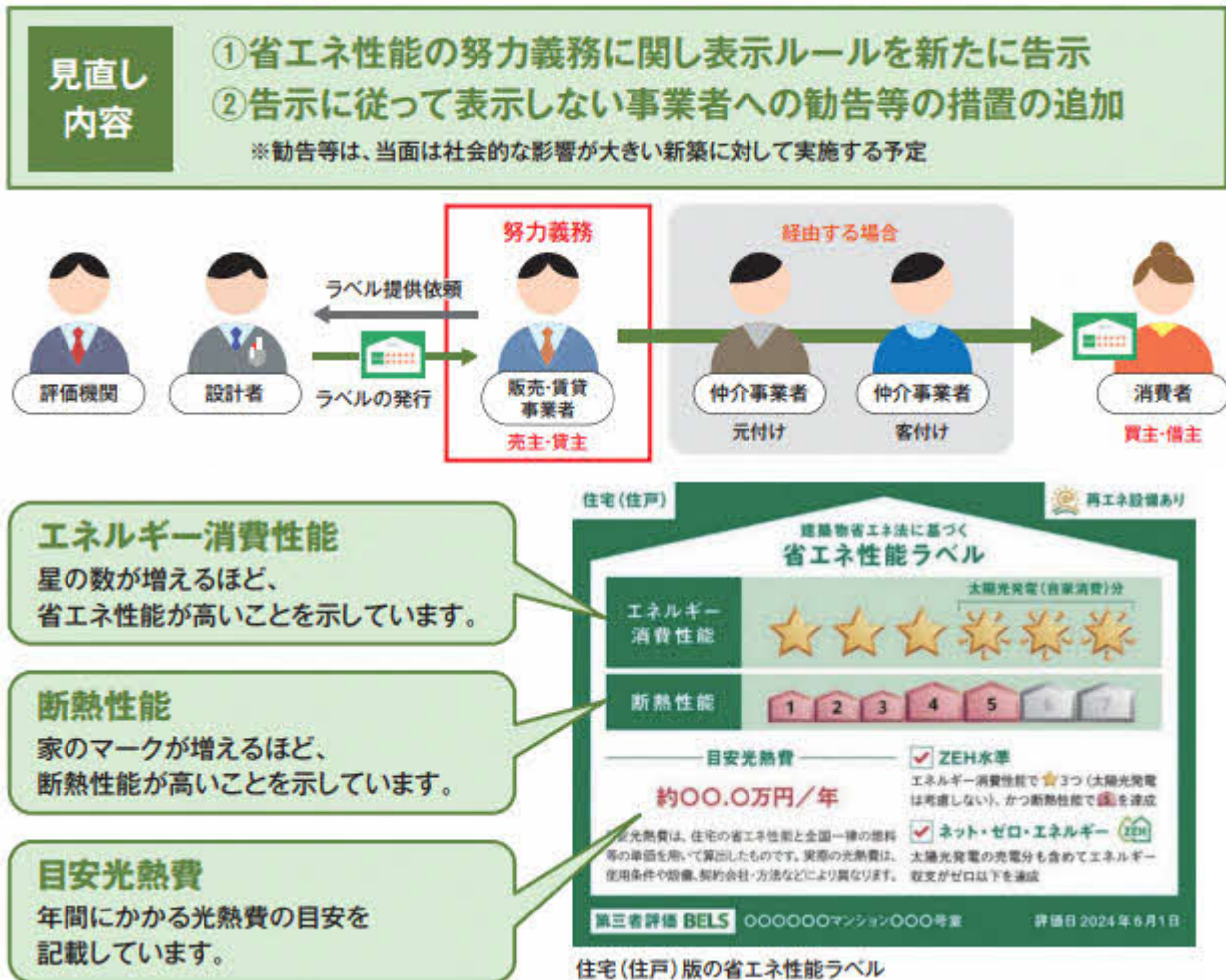
図 3.2 大規模非住宅建築物の省エネ基準の引上げ

(3) エネルギー消費性能の表示制度【2024年4月施行予定】

建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が一部見直されました。

2024（令和6）年4月1日以降に確認申請を行った物件（新築建築物）の販売・賃貸を行う場合には、広告等へ所定のラベルを表示する必要があります。

2024（令和6）年4月1日より前に確認申請を行った物件（既存建築物）についても、省エネ性能が判明している場合には新築と同様に表示することを推奨しています。



出典：建築物（住宅・非住宅）の販売・賃貸に携わる事業者の皆様へ 2024年4月以降、建築物の販売・賃貸時に省エネ性能の表示が求められます（国土交通省）

図 3.3 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の見直し内容

(4) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度【2024年4月施行予定】

「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」は、市町村が建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（促進計画）を定めることにより、促進計画において定めたエリア（促進区域）の中で、太陽光パネルのような、再生可能エネルギーを利用した設備の設置を促す仕組みです。

促進計画に定める事項は、以下の3つです

1. 再エネ利用促進区域の位置、区域
2. 設置を促進する再エネ設備の種類
3. 再エネ設備を設ける場合の建築基準法の特例適用要件に関する事項

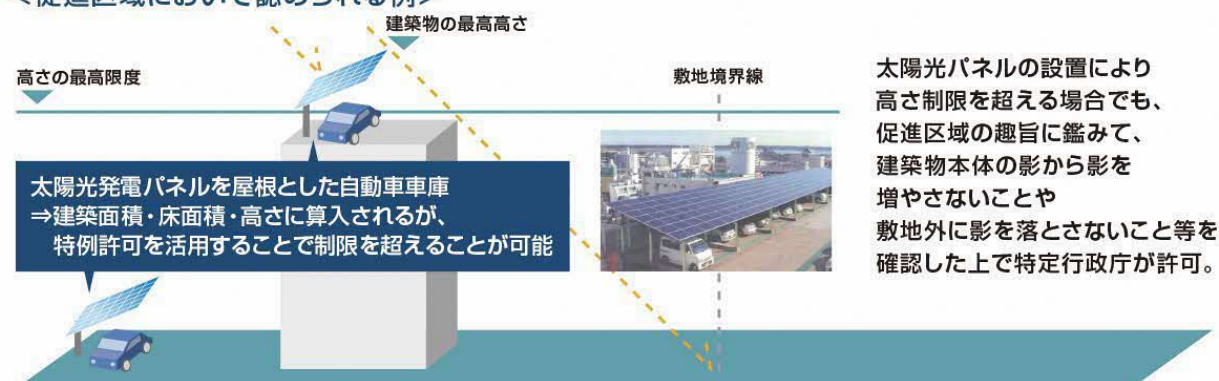
これに伴い、再生可能エネルギーを導入する効果について建築士による説明義務が発生します。また、形態規制の合理化のため特例許可（高さ制限、容積率制限、建蔽率制限の特例許可）が創設されます。



出典：建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について（国土交通省）

図 3.4 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

<促進区域において認められる例>



出典：建築物再生可能エネルギー利用促進区域および関連情報（国土交通省）

図 3.5 促進区域において認められる例

(5) 再生可能エネルギー利用設備の設置に係る建築士の説明義務【2025年4月施行予定】

建築士は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、市町村の条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた場合には、当該建築物へ設置することができる再エネ設備に係る一定の事項について建築主に対して説明しなければならないこととなります。

- 説明対象：市町村の条例で定める用途・規模の建築物の建築
- 説明内容：国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明

省令見込み事項は下記の3つです。

1. 温室効果ガス削減の必要性など、再エネ設備導入の意義
2. 建築物に設置することができる再エネ設備の種類・規模
3. 設備導入による創エネ量や光熱費削減の効果 等

(6) 省エネ適合性判定の手続き・審査の合理化【2025年4月施行予定】

適合義務対象が全ての建築物に拡大されることで、対象件数が大幅に増加し申請側・審査側双方の負担の増大が見込まれることから、審査の簡素・合理化がされる予定です。

	非住宅	住宅	
			審査が容易な場合※3
300㎡以上	適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判必要】 適合性判定／ 建築確認・検査	【省エネ適判不要】 【(2)】建築確認・検査
300㎡未満	適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判必要】 適合性判定／ 建築確認・検査	【省エネ適判不要】 【(2)】建築確認・検査
平屋かつ 200㎡以下	【(1)②】省エネ基準への適合性審査・検査省略（構造・防火並び）※2 【(1)①】建築確認・検査不要※1		※1 都市計画区域・準都市計画区域の 外の建築物（平屋かつ200㎡以下） ※2 都市計画区域・準都市計画区域の 内の建築物（平屋かつ200㎡以下）で、 建築士が設計・工事監理を行った建築物 ※3 仕様基準による場合 （省エネ計算なし）等
【適合義務対象建築物における手続き・審査の要否】			【施行日：公布の日から3年以内】

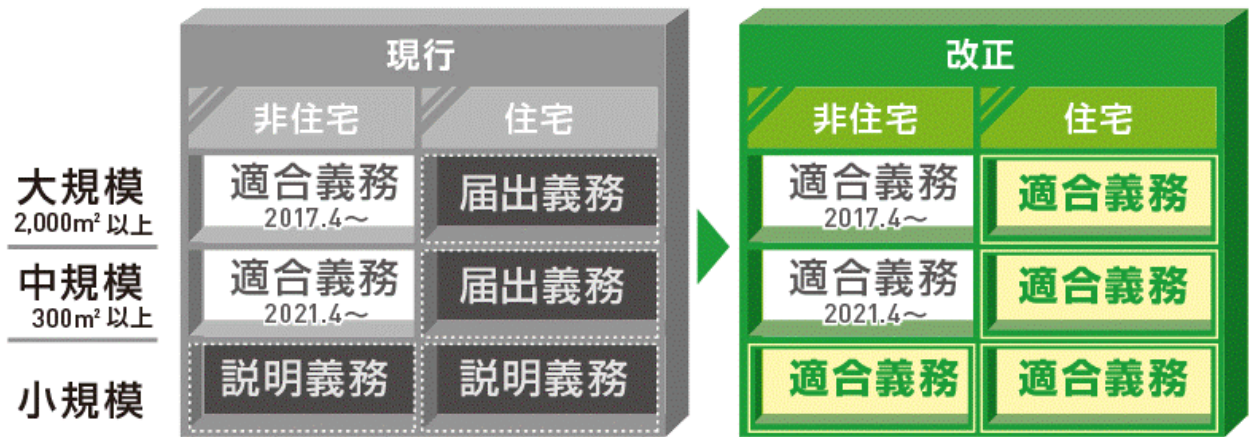
出典：令和4年度改正建築物省エネ法の概要（国土交通省）

図 3.6 適合性判定の手続き・審査の概要

(7) 省エネ基準適合義務の対象拡大【2025年4月施行予定】

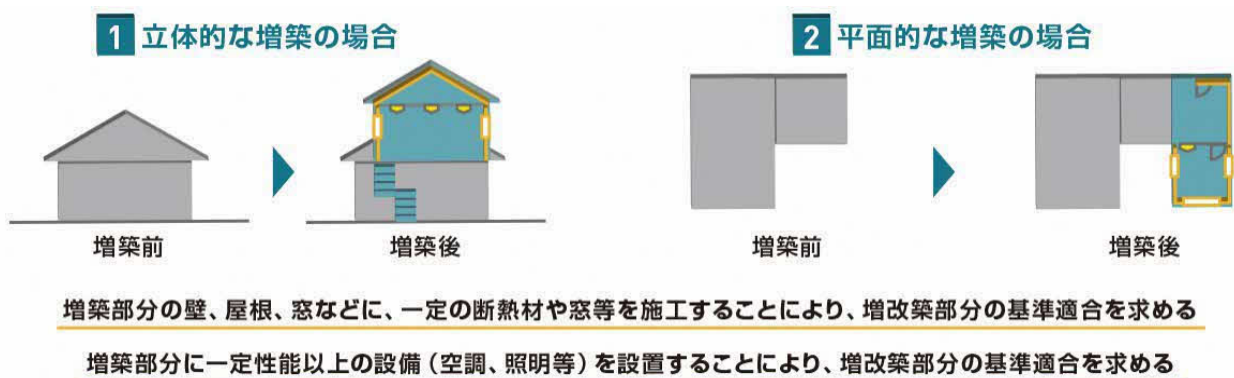
原則として、全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。

また、既築住宅・非住宅については、これまで増改築後の建築物全体が対象でしたが、改正後は、増改築を行う部分にのみ省エネ基準適合が求められます。



出典：省エネ基準適合義務の対象拡大について（国土交通省）

図 3.7 新築住宅・非住宅の基準適合に係る規制の概要



出典：省エネ基準適合義務の対象拡大について（国土交通省）

図 3.8 既築住宅・非住宅の基準適合に係る規制の概要

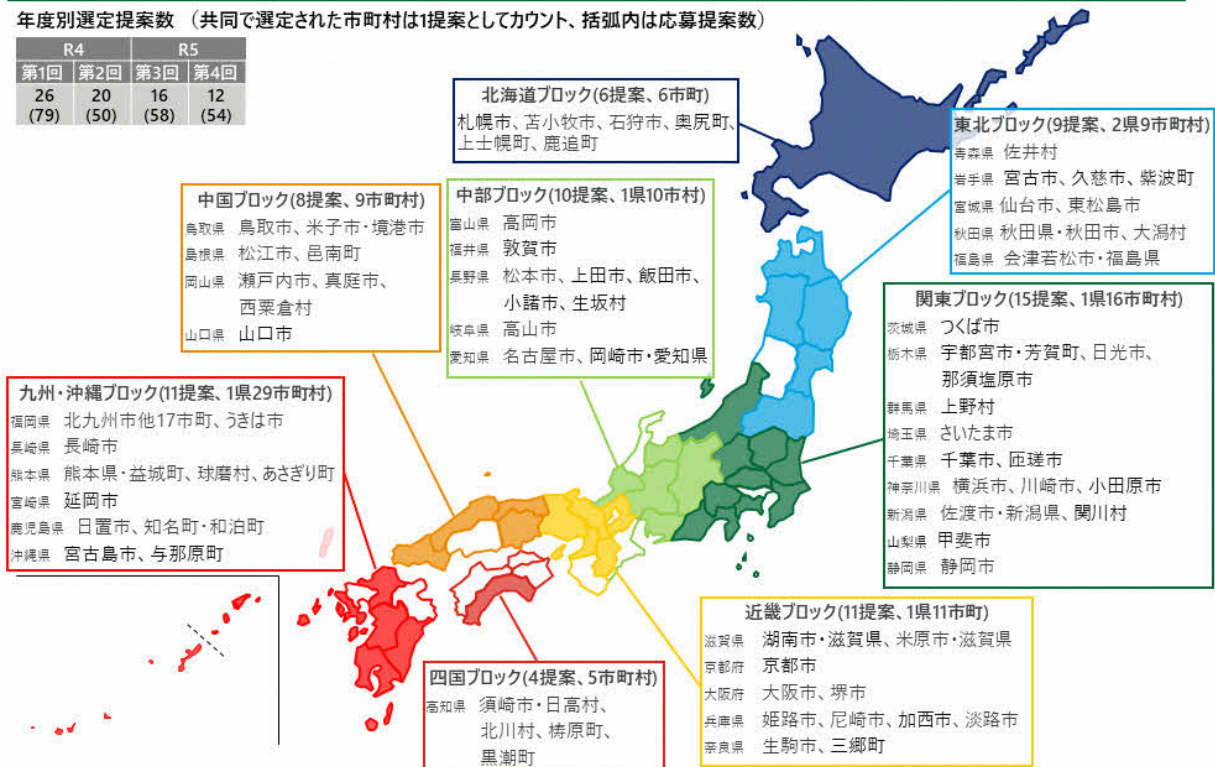
3.6 脱炭素先行地域の選定状況

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域であり、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなるものです。

「地域脱炭素ロードマップ」では、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域で先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行していくとしています。

これまでに4回の脱炭素先行地域の選定が行われており、全国36道府県95市町村の74提案が選定されています。第3回選定からは、地域特性に応じた地方創生やまちづくり、GXに資する多様な先行地域を創出するため、「重点選定モデル」が設定されました。第4回においては、更に「生物多様性国家戦略2023-2030」や「G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ」等を踏まえて、当該「重点選定モデル」に「生物多様性の保全、資源循環との統合的な取組」モデルが追加され、これまで以上に新たな先進性・モデル性の打ち出しが求められるようになっていきます。

脱炭素先行地域(74提案)



出典：脱炭素地域づくり支援サイト（環境省）

図 3.9 脱炭素先行地域の選定状況（第4回まで）

3.7 新しい国民運動「デコ活」

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しすることを目的とした新しい国民運動「デコ活」が環境省によって展開されています。

「デコ活」の愛称は二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉として、公募により決定されました。

環境省は、「デコ活」を広く普及・浸透させ活用してもらうため、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案において、カーボンニュートラルを始めとした豊かな暮らしに関わる予算について「デコ活関係予算」として取りまとめています。

表 3.3 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案におけるデコ活関係予算

事業	単位：億円
環境保全普及推進費	1
グリーン購入・契約推進（グリーン購入・契約推進経費）	1
環境パートナーシップ推進費	1
市民活動等支援事業	2
環境教育・ESD推進経費	3
意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業	0.3
地域循環共生圏の創出・拡大（地域循環共生圏創造事業費）	4
熱中症対策の推進（熱中症対策推進事業）	4
良好な環境の創出促進事業	0.3
海洋プラスチックごみ総合対策費（プラスチックスマート分）	0.2
国立公園等利用等推進事業費	7
温泉の保護及び安全・適正利用推進費	0.3
循環型社会形成推進事業等経費	2
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費	2
循環経済移行促進事業	7
プラスチック資源循環等推進事業費	2
「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業（一部☆）	38
食品ロス削減、サステナブル・ファッション等の推進及び「デコ活」を契機としたライフスタイル変革推進事業（一部☆）	【R5補正】 6
地域脱炭素推進交付金（☆）	425 【R5補正】 135
防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）（☆）	20 【R5補正】 20
初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）（☆）	40 【R5補正】 82
住宅のZEH省CO ₂ 化促進事業（☆）	110 【R5補正】 14
業務用建築物の脱炭素化改修加速化事業（☆）	【R5補正】 111
建築物等のZEB化・省CO ₂ 化普及加速事業（☆）	47 【R5補正】 62
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO ₂ 加速化支援（☆）	【R5補正】 1,350
商用車の電動化促進事業（☆）	【R5補正】 409
地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（☆）	15
環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（☆）	3
脱炭素社会の実現に向けた取組施策等に関する情報発信事業（☆）	4
バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業（☆）	14

（☆）：エネ特会¹、（一部☆）：一部エネ特会 ※予算の合計 2,940 億円

¹ エネ特会（エネルギー対策特別会計）：エネ特は石油石炭税や電源開発促進税を財源とし、主に4つの目的・用途があります（①エネルギー需給構造高度化対策 ②燃料安定供給対策 ③電源立地対策 ④電源利用対策）。このうち、環境省では省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの開発・利用促進（①エネルギー需給構造高度化対策）を支援しています。

4 東京都の動向

東京都の地球温暖化対策に係る主な動向・情勢として、以下の項目について整理しました。

表 4.1 東京都の地球温暖化対策に係る主な動向

地球温暖化対策に係る主な動向・情勢		時期
4.1	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の2025年度からの取組	公表：2023年10月
4.2	建築物環境計画書制度の改正	条例・規則改正：2022年12月
4.3	HTTの推進	—
4.4	東京都の2024（令和6）年度主要要求事業	—

4.1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の2025年度からの取組

東京都は、2050年までの世界の温室効果ガス排出量の実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」の実現に向け、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく既存建物の気候変動対策について、2025年度以降の新たな取組を検討してきており、2023（令和5）年10月に改正事項等を公表しました。

今回、①温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）と、②地球温暖化対策報告書制度が、国内外の脱炭素化を先導する実効性の高い制度となるように改正され、行政・事業者ともに取り組むことで脱炭素社会の実現を目指すとしています。

4.1.1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に関する改正事項

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）は第4計画期間（2025-2029年度）から改正事項が適用されます。再エネ利用の取組が促進され、また再エネ・省エネに取り組んでいる事業者の取組効果が反映されるように改正されています。

第3計画期間から主に変更となった事項は以下のとおりです。

(1) 電気・熱の排出係数を「実排出係数」に移行

- 省エネ対策に加え、オフサイト再エネ（自己託送・PPA）や、CO₂排出係数の低い電力メニューの利用、非化石証書などの再エネ由来証書の利用等、排出量の削減方法の多様化が進んでいることから、制度対象事業所の年度排出量の算定にその影響を反映できるよう、これまで原則固定していた電気・熱の排出係数を「実排出係数」に移行。

(2) 再エネ利用の拡大

- 事業所外から調達した再エネ電気・熱については、排出量ゼロとして排出量算定に反映。
- 再エネ由来の証書（グリーンエネルギー証書及び非化石証書）に限り、CO₂削減効果を年度排出量から直接控除。

(3) 超過削減量の創出方法の変更

- 省エネ対策・再エネ利用（オンサイト・オフサイト）を促すため、これらの実績に応じて超過削減量が創出される仕組みを新たに設定。

(4) 目標設定・取組状況等の報告・公表内容の拡充

- 再エネに関する目標設定及び取組状況について新たに報告を求める。
- 積極的に取り組む事業所の評価向上に向けて、床面積当たり一次エネルギー消費原単位（各事業所及び全体平均）やCO₂排出原単位の推移、再エネに関する報告内容等を公表。

(5) トップレベル事業所認定制度に関する事項

- ・ これまでの省エネの取組に加え、再エネ利用を含めたゼロエミッション化への取組等を評価する項目群を新設。
- ・ ゼロエミッション化に向けた取組を促進できるよう、従来よりも高い認定区分を加え、3つの認定区分とする。
- ・ 新築建築物の設計段階で高い評価を得た建築物については、建築物環境計画書制度と連携して評価する認定ルートを新設。
- ・ ゼロエミッション化に向け積極的に取組を進める事業所を認定するとの趣旨に鑑み、認定事業所の削減義務率の減少を原則として廃止するとともに、超過削減量の発行上限を撤廃。
- ・ 認定の信頼性と事業所の負担軽減を両立することを基本として、事業所による取組状況の自己評価や第三者検証時における事務手続等の負担を軽減。

4.1.2 地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項

地球温暖化対策報告書制度で主に変更となった事項は以下のとおりです。

(1) 都による「2030年度の達成水準」の設定と事業者による計画策定と達成状況の報告

- ・ 都は、省エネ及び再エネの利用について「2030年度の達成水準」を設定。
- ・ 事業者は、都が設定する「2030年度の達成水準」を踏まえ、省エネ・再エネ利用について自らの推進計画を策定し、その達成状況を報告。

2030年の達成水準	
省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年の達成水準（省エネ）は、エネルギー消費量削減率又は原単位改善率 ・ エネルギー消費量削減率は、都内の全事業所のエネルギー消費量の合計値が、都が設定する「基準年表」に示される2030年に向けた目標削減率以上 ・ 原単位改善率は、都内のベンチマーク適用事業所のエネルギー消費原単位が、都が作成する「エネルギー・ベンチマーク」に示される「レンジA」以上
再エネ利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年の達成水準（再エネ利用）は、都内の全事業所の利用電力の再エネ電力[※]の割合又は都内の全事業所のうち再エネ電力100%の事業所の割合 ・ 都内の全事業所の利用電力の再エネ電力の割合は50%以上 ・ 都内の全事業所のうち再エネ電力100%の事業所の割合は20%以上

※再エネ電力とは、事業所内に設置された再エネ発電設備で発電された電気及び事業所外から自己託送・コーポレートPPAで調達した電気、小売電気事業者等からの購入、再エネ由来証書の利用を対象

※再生可能エネルギー由来の電力の範囲については、キャップ&トレード制度をはじめとする都制度と整合

(2) 報告・公表項目の拡充

- ・ 事業者等の取組を後押しし、取引先等からの評価につなげるため、報告・公表項目を拡充。
- ・ 中小規模事業所の取組状況について、第三者にも分かりやすく利便性を高めて公表することで、積極的な取組を後押し。

(3) 優良事業者に対する評価の拡充

- ・ 2030年以前に「2030年の達成水準」に到達した事業者を評価することで、事業者の積極的な取組を後押し。
- ・ 評価においては、2030年の達成水準が示される省エネと再エネと、CO₂削減を加えた3つの視点からの評価とし、カーボンハーフに向けた着実な取組を促進。

(4) カーボンレポートの拡充による事業所対策の更なる「見える化」と促進

- ・ CO₂排出（実排出係数）のカーボン・ベンチマーク、エネルギー・ベンチマーク、再生可能エネルギー電気利用。
- ・ レベルの3つの指標を活用し、事業所における対策を更に見える化し、積極的な取組を促進。

4.2 建築物環境計画書制度の改正

環境確保条例・規則等の改正（令和4年12月22日公布）により、建築物環境計画書制度についても制度の強化・拡充が図られ、令和6年度以降に制度が施行される予定です。

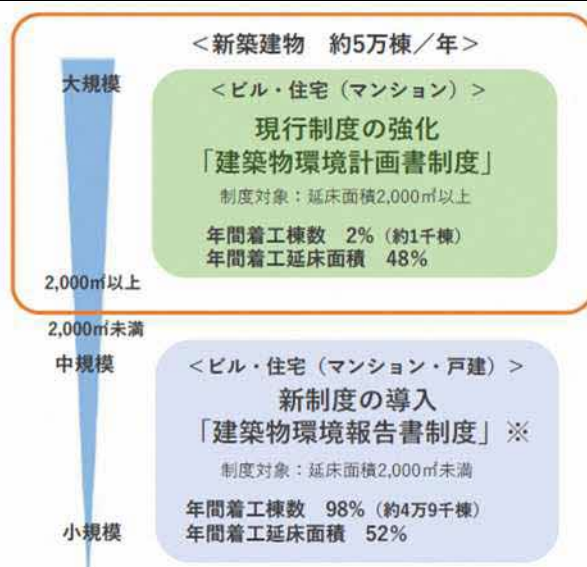
建築物環境計画書制度とは、延床面積2,000m²以上¹の建物を新築（新築・増築・改築）する建築主（年間約800件程度）を対象に①環境配慮の取組の内容と評価（3段階）を記載した計画書の提出や②「省エネルギー性能基準（断熱・省エネ）への適合」や「再エネ利用（再エネ設置・再エネ電気調達）の検討」、③「マンション環境性能表示」の表示などを義務付けるものです。

(1) 建築物環境計画書制度の強化・拡充の意義

都内の二酸化炭素排出量の7割が建物でのエネルギー使用に起因することや、2050年時点では建物ストックの約半数が今後新築される建物に置き換わる見込みであることを踏まえて、新築建物への対策が重要です。

また、延床面積で都内年間着工数の約5割を占める大規模建物は、新築全体に与える影響も大きく、そういった意味でも延床面積2,000m²以上を対象とする「建築物環境計画書制度」の制度の強化・拡充により環境性能を高めていくことが重要です。

分野	主な環境配慮事項
エネルギーの使用の合理化	○建築物の配置、外壁・屋根の断熱、窓部の日射遮へい・断熱等 ○再生可能エネルギーの利用（自然採光や通風、太陽光発電、太陽光集熱器の設置等） ○省エネルギーシステム（設備システムの高効率化）
資源の適正利用	○エコマテリアル（リサイクル材、木材等）利用 ○長寿命化等（躯体の劣化対策、更新の容易性等）
自然環境の保全	○雨水浸透 ○敷地・建築物上の緑の量及び質（生態系への配慮等）の確保、良好な景観形成等
ヒートアイランド現象の緩和	○建築設備からの人工排熱対策 ○EV及びPHV用の充電設備の設置



出典：カーボンハーフの実現に向けた建築物環境計画書制度の強化・拡充について（東京都環境局）

図 4.1 建築物環境計画書制度と建築物環境報告書制度²の対象とする範囲

¹ 延床面積2,000m²未満の建築物も任意で計画書を提出可能

² 延床面積2,000m²未満の中小規模建物を対象とする制度としては、「建築物環境計画書制度」と同様に「環境確保条例」の一部を改正する条例に基づき、「建築物環境報告書制度」が新設され、断熱・省エネ、再エネ設備の設置、ZEV充電設備の設置の義務付け等が行われる

(2) 建築物環境計画書制度の強化・拡充の概要

主に以下の4分野において制度の強化・拡充が図られました。

分野	主な環境配慮事項												
省エネルギー性能基準の強化・新設(断熱・省エネルギー性能の措置義務)	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅以外の用途は、省エネ性能基準(適合義務)を引き上げ ●住宅用途は、省エネ性能基準(適合義務)を新設 ※性能基準は段階的に強化される見込み												
再生可能エネルギー利用設備設置基準の新設(設置義務)	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の設置を義務付け 設置基準容量(kW) = 建築面積(m²) × 設置基準率 5% × 0.15(kW/m²) ●設置ができないスペース(除外対象面積)を考慮するとともに、建物規模に応じた下限及び上限容量(緩和措置)を設定 <p>【設置基準の下限・上限容量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延床面積</th> <th>2千~5千m²</th> <th>5千~1万m²</th> <th>1万m²~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下限容量</td> <td>3kW</td> <td>6kW</td> <td>12kW</td> </tr> <tr> <td>上限容量*</td> <td>9kW</td> <td>18kW</td> <td>36kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>*上限容量は義務量が過大な負担とならないよう緩和措置として設定</p>	延床面積	2千~5千m ²	5千~1万m ²	1万m ² ~	下限容量	3kW	6kW	12kW	上限容量*	9kW	18kW	36kW
延床面積	2千~5千m ²	5千~1万m ²	1万m ² ~										
下限容量	3kW	6kW	12kW										
上限容量*	9kW	18kW	36kW										
電気自動車充電設備整備基準の新設(設置義務)	<ul style="list-style-type: none"> ●新築時の駐車場設置台数が一定数以上の建物に対し、充電設備や配管等の整備を義務付け <p>【充電設備の整備基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備基準の適用条件</th> <th>実装整備基準</th> <th>配管等整備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用駐車場¹</td> <td>5以上の区画を有する専用駐車場を設ける場合</td> <td>区画の20%以上に整備 上限：10台</td> <td>区画の50%以上に整備 上限：25台</td> </tr> <tr> <td>共用駐車場²</td> <td>10以上の区画を有する共用駐車場を設ける場合</td> <td>1区画以上に整備 上限：設定しない</td> <td>区画の20%以上に整備 上限：10台</td> </tr> </tbody> </table>		整備基準の適用条件	実装整備基準	配管等整備基準	専用駐車場 ¹	5以上の区画を有する専用駐車場を設ける場合	区画の20%以上に整備 上限：10台	区画の50%以上に整備 上限：25台	共用駐車場 ²	10以上の区画を有する共用駐車場を設ける場合	1区画以上に整備 上限：設定しない	区画の20%以上に整備 上限：10台
	整備基準の適用条件	実装整備基準	配管等整備基準										
専用駐車場 ¹	5以上の区画を有する専用駐車場を設ける場合	区画の20%以上に整備 上限：10台	区画の50%以上に整備 上限：25台										
共用駐車場 ²	10以上の区画を有する共用駐車場を設ける場合	1区画以上に整備 上限：設定しない	区画の20%以上に整備 上限：10台										
3段階評価、公表、表示の仕組みの強化・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●高いレベルにチャレンジする建築主の取組を評価するため、環境配慮の取組の3段階評価において、適応策や低炭素資材の調達などの新たな観点を加えた評価基準に強化・拡充 ●環境に配慮した建物が選択されるよう、建築主による環境性能の表示(マンション環境性能表示・環境性能評価書)の強化・拡充、都による公表情報の充実化 ⇒今後配慮指針を改正 <p>【3段階評価の強化・拡充概要】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・断熱・省エネ・再エネ設置の各評価段階の引き上げ(性能基準・設置基準と連動) ・建物のゼロエミ化に寄与する省エネ・再エネ(調達等含む)の統合的な評価を追加 ⇒ゼロエミ化に向けた積極的な取組を後押しする観点 ・遠隔管理・制御等を可能とする建物側の備えを評価する指標等の追加、評価水準の検討 ⇒高度エネマネの社会実装を後押しする観点 </td> </tr> <tr> <td>資源の適正利用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素資材(木材等)の利用、節水、建設に係るCO₂排出量の把握、建設副産物(発生土等)のリサイクル・適正処分の取組を評価する指標等の追加 ⇒建物稼働時に加え、今後は、Embodied-carbonの削減にも寄与する取組の促進が重要 </td> </tr> <tr> <td>生物多様性の保全</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・現行評価を生物多様性に配慮した緑化を評価する指標等へと再構成 ⇒生物多様性保全の取組を誘導する観点 </td> </tr> <tr> <td>気候変動への適応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・現行評価のヒートアイランド対策を継続するとともに、災害ハザードエリアを踏まえた対策、建物内避難場所や備蓄倉庫の整備、災害時用電源の確保、V2B・V2H設備の導入等を評価する指標等の追加 ⇒「緩和策」とともに「適応策」を両輪として推進することが重要 </td> </tr> </tbody> </table>	エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱・省エネ・再エネ設置の各評価段階の引き上げ(性能基準・設置基準と連動) ・建物のゼロエミ化に寄与する省エネ・再エネ(調達等含む)の統合的な評価を追加 ⇒ゼロエミ化に向けた積極的な取組を後押しする観点 ・遠隔管理・制御等を可能とする建物側の備えを評価する指標等の追加、評価水準の検討 ⇒高度エネマネの社会実装を後押しする観点 	資源の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素資材(木材等)の利用、節水、建設に係るCO₂排出量の把握、建設副産物(発生土等)のリサイクル・適正処分の取組を評価する指標等の追加 ⇒建物稼働時に加え、今後は、Embodied-carbonの削減にも寄与する取組の促進が重要 	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・現行評価を生物多様性に配慮した緑化を評価する指標等へと再構成 ⇒生物多様性保全の取組を誘導する観点 	気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・現行評価のヒートアイランド対策を継続するとともに、災害ハザードエリアを踏まえた対策、建物内避難場所や備蓄倉庫の整備、災害時用電源の確保、V2B・V2H設備の導入等を評価する指標等の追加 ⇒「緩和策」とともに「適応策」を両輪として推進することが重要 				
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱・省エネ・再エネ設置の各評価段階の引き上げ(性能基準・設置基準と連動) ・建物のゼロエミ化に寄与する省エネ・再エネ(調達等含む)の統合的な評価を追加 ⇒ゼロエミ化に向けた積極的な取組を後押しする観点 ・遠隔管理・制御等を可能とする建物側の備えを評価する指標等の追加、評価水準の検討 ⇒高度エネマネの社会実装を後押しする観点 												
資源の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素資材(木材等)の利用、節水、建設に係るCO₂排出量の把握、建設副産物(発生土等)のリサイクル・適正処分の取組を評価する指標等の追加 ⇒建物稼働時に加え、今後は、Embodied-carbonの削減にも寄与する取組の促進が重要 												
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・現行評価を生物多様性に配慮した緑化を評価する指標等へと再構成 ⇒生物多様性保全の取組を誘導する観点 												
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・現行評価のヒートアイランド対策を継続するとともに、災害ハザードエリアを踏まえた対策、建物内避難場所や備蓄倉庫の整備、災害時用電源の確保、V2B・V2H設備の導入等を評価する指標等の追加 ⇒「緩和策」とともに「適応策」を両輪として推進することが重要 												

出典：カーボンハーフの実現に向けた建築物環境計画書制度の強化・拡充について(東京都環境局)より作成

¹ 専用駐車場：建物を継続的に利用する者(建物所有者や占有者(テナント、賃貸住宅における居住者等))が、契約などにより自家用若しくは事業用に使用する特定の自動車のための駐車場

² 共用駐車場：建物所有者や占有者以外の者が一定時間駐車する駐車場で、不特定の自動車のための駐車場

4.3 HTTP<電力をHへらす・Tつくる・Tためる>の推進

HTTPとは、東京都が2030年にカーボンハーフを実現するため、また、気候危機への対応だけでなく、中長期的にエネルギーの安定確保につなげるためのキーワードとしている取組のことです。電力をH「へらす」T「つくる」T「ためる」ことで、電力使用量を減らし、エネルギーを効率的に利用し、サステナブルな都市を創ることに繋がります。

H「へらす」	省エネルギー設備の導入・取組によって、電力使用量を減らします。
T「つくる」	再生可能エネルギーや、自家発電システムの導入により、自給自足型の電力システムを構築します。
T「ためる」	自家発電システムから余剰の電力を供給することで、電力需要のシフトを促進します。

都内に本社または事業所を置く企業・団体等を対象に、HTTP取組推進宣言企業の登録が募集されています。2024（令和6）年2月21日時点では208件の事業者が登録しています。

HTTP（へらす・つくる・ためる）の取組を行っており、以下いずれかに該当することが登録の基準となっています。

- ・ 節電または発電、蓄電効果が高い取組であること
- ・ 社員等が取り組みやすいものであること
- ・ 他社へも普及可能な取組であること
- ・ HTTPに係る取組目標を設定していること
- ・ その他、HTTPに資する取組として都が認める取組であること

4.4 東京都の2024（令和6）年度主要要求事業

4.4.1 2050年ゼロエミッション東京に向けた東京都の2024（令和6）年度主要要求事業

東京都は2030年のカーボンハーフ、その先のゼロエミッション東京に向けて、省エネルギーの最大化に加え、東京のポテンシャルを活かした再エネ実装を加速化していく必要があるとしています。ゼロエミッション東京の実現に向けた施策展開として、省エネの更なる深堀りと再エネの基幹エネルギー化の両軸が必要とし、「再生可能エネルギーの実装加速化」、「省エネルギーの最大化」、「ZEVの普及促進」、「水素エネルギーの社会実装に向けて取組を加速」、「持続可能な資源利用と良質な都市環境の実現」の5つの項目を掲げています。

表 4.2 2050年ゼロエミッション東京に向けた主な施策

再生可能エネルギーの実装加速化 <ul style="list-style-type: none"> ペロブスカイト太陽電池社会実装推進事業【環境】1億円（新規） 次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業【環境】4億円（新規） 島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大【産労】3億円（拡充） 廃食用油・廃棄物を原料としたSAFの推進【環境】1億円（拡充） 企業のScope3対応に向けた航空貨物輸送でSAF活用促進事業【産労】8億円（新規） アグリゲーションビジネス実装事業【環境】3億円（新規） 蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用したアグリゲーションビジネス支援事業【産労】23億円（新規） 蓄熱槽等を活用したエネルギーマネジメント推進事業【産労】6億円（新規） 区市町村における再エネ促進計画策定支援事業【都整】0.5億円（新規）
省エネルギーの最大化 <ul style="list-style-type: none"> 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業【環境】696億円（拡充） 家庭のゼロエミッション行動推進事業【環境】100億円（拡充） 東京ゼロエミ住宅普及促進事業【環境】251億円（新規） 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業【産労】2億円（新規） 中堅・中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業【産労】6億円（新規） 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業【産労】6億円（新規） 中小規模事業所向け廃熱有効利用設備導入支援事業【産労】3億円（新規） カーボンプレジット取引プラットフォーム運営事業【産労】2億円（新規） 吸収・除去系カーボンプレジット創出促進事業【産労】2億円（新規） DACによるカーボンステーション開発事業【環境】0.3億円（新規） 環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化支援事業【産労】5億円（新規） BIMを活用した省エネ建築設計・実装支援事業【環境】1億円（新規） 統合的設計等による既存事業所の更なる省エネ化の推進【環境】0.4億円（新規） 区市町村との連携による環境政策加速化事業【環境】24億円（新規）
ゼロエミッション・ビークル（ZEV）の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ZEV普及促進事業【環境・産労】27億円（拡充） EVバス・EVトラック導入促進事業【産労】42億円（拡充） 充電設備普及促進事業【環境・産労】6億円（拡充） 都有施設における充電設備設置事業【環境】9億円（拡充）
水素エネルギーの社会実装に向けて取組を加速 <ul style="list-style-type: none"> グリーン水素の製造・利活用事業【産労】30億円（拡充） 中央防波堤埋立地におけるグリーン水素の製造・利活用事業【産労】3億円（拡充） グリーン水素の活用事業【産労】2億円（拡充） 都有施設へのパイプラインを含めた水素供給に係る取組【産労】2億円（新規） 水素の社会実装化に向けた国際連携推進事業【産労】2億円（新規） 東京における水素実装課題解決技術開発促進事業【産労】0.4億円（新規） グリーン水素の環境価値評価・活用促進事業【産労】0.8億円（拡充） 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業【産労】9億円（新規） 空港等におけるFCモビリティ早期実装化支援事業【産労】3億円（新規） 燃料電池トラック実装支援事業【産労】42億円（新規） ZEVごみ収集車実装支援事業【産労】11億円（拡充） 港湾トレーラーの脱炭素化促進プロジェクト【港湾】2億円（新規） 環境配慮型船舶の導入【港湾】0.7億円（拡充） 水素エネルギーの活用に関する研究開発推進事業【産労】0.4億円（新規） 臨海副都心の脱炭素化に向けた取組の推進【港湾】11億円（拡充） グリーン水素取引所の立ち上げに向けた取組【産労】3億円（新規）

持続可能な資源利用と良質な都市環境の実現

- ・ サーキュラーエコノミーへの移行推進【環境】2億円（新規）
- ・ プラ製容器包装等・再資源化支援事業【環境】28億円（拡充）
- ・ 小売ロス削減総合対策【環境】1億円（新規）
- ・ アフターコロナにおける外食産業の食品ロス削減推進事業【環境】0.2億円（新規）
- ・ 産業廃棄物処理業の循環経済移行促進事業【環境】0.8億円（新規）
- ・ 資源循環・廃棄物処理のDX推進事業【環境】2億円（新規）
- ・ 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業【環境】12億円（拡充）
- ・ 管理者立入検査の充実強化推進事業【環境】0.5億円（新規）
- ・ 区市町村と連携したPFOS等地下水調査促進事業【環境】0.1億円（新規）
- ・ PFOS等泡消火薬剤の転換促進事業【環境】2億円（新規）
- ・ 小型リチウムイオン電池の安全・安心な処理フロー構築【環境】0.3億円（新規）

出典：令和6年度(2024年度)東京都予算案の概要（東京都財務局）より作成